

伊達市「来て だて」保育・福祉職家賃支援事業補助金交付要綱

令和5年3月22日告示第52号

(趣旨)

第1条 本市が必要とする人材の移住定住促進を図るため、福島県外から市内教育保育等施設又は福祉等事業所への就職を契機として、転入し定住する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、伊達市補助金等の交付等に関する規則（平成18年伊達市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 住民登録 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民基本台帳に記録されていることをいう。

(2) 正規職員 次に掲げる条件により雇用される者をいう。

ア 期間の定めのない労働契約を締結していること。

イ 所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じであること。

(3) 教育保育専門職 次に掲げる専門職をいう。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育士

イ 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する幼稚園教諭

ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する保育教諭

エ その他市長が適当と認める専門職

(4) 福祉専門職 次に掲げる専門職をいう。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護支援専門員

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）に規定する相談支援専門員

ウ 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に規定する社会福祉士及び介護福祉士

エ 社会福祉士及び介護福祉士法に規定する文部科学省及び厚生労働省の指定した学校又は都道府県知事が指定した養成施設が行う介護福祉士実務者研修を修了した者（以下「介護福祉士実務者研修修了者」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）に規定する介護職員初任

者研修課程を修了した者（以下「介護職員初任者研修修了者」という。）

オ その他市長が適当と認める専門職

（５）教育保育等施設 次に掲げる施設のうち、本市内に所在するものをいう。

ただし、市立のものを除く。

ア 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に規定する認定こども園、幼稚園及び保育所

イ 子ども・子育て支援法に規定する地域型保育事業を提供する事業所

ウ その他市長が適当と認める施設

（６）福祉等事業所 次に掲げる事業所のうち、本市内に所在するものをいう。

ア 介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設。ただし、介護保険法第71条第1項の指定があったとみなされる病院、診療所及び薬局等を除く。

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設、一般相談支援事業所及び特定相談支援事業所

ウ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する養護老人ホーム

エ 児童福祉法に規定する指定障害児通所支援事業者

オ その他市長が適当と認める施設

（７）民間賃貸住宅 自己の居住の用に供するために住宅の所有者との間で賃貸借契約を締結した市内の住宅をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 市営住宅及び特別市営住宅

イ 社宅、寮等の給与住宅

ウ 申請者の1親等の親族が所有している住宅

（８）家賃 民間賃貸住宅の賃借料（管理費、共益費及び駐車場使用料を除く。）をいう。

（９）住宅手当等 事業主が支給し、又は負担する民間賃貸住宅に関する全ての手当等の月額をいう。

（補助金の交付対象者）

第3条 補助金等の交付対象者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）転入前県外市区町村に1年以上住民登録をしていた者

（２）令和5年3月1日以後に本市に住民登録を行い、継続して民間賃貸住宅に居住し、住民登録していること。

（３）本市転入前又は転入後3箇月以内に、次に掲げるいずれかの要件を満たす就労者であること。ただし、転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更

による就労は除くものとする。

ア 教育保育専門職の常勤職員として教育保育等施設又は福祉等事業所で勤務を開始した者

イ 福祉専門職の常勤職員として福祉等事業所で勤務を開始した者

(4) 本人及び本人が属する世帯員の全員について、伊達市暴力団排除条例（平成24年伊達市条例第3号）に規定する暴力団員を含む反社会的勢力（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

(5) 本人及び本人が属する世帯員の全員について、市区町村民税等を滞納していないこと。

(6) 伊達市「来て だて」授業料支援事業奨励金交付要綱（令和2年伊達市告示第106号）による奨励金の交付を受けていないこと。

(7) 世帯員全員が過去に本要綱による補助金の交付を受けていないこと。

(8) 申請に当たり、本人が次に掲げる全ての要件に同意していること。

ア 市が実施するアンケート調査への協力

イ 市が撮影した写真及び動画の公開

ウ その他市の移住・定住促進に向けたPR活動への協力

2 前項の規定にかかわらず、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）に定める技能実習生、事業所の人事異動により本市に住民登録をした者、その他転入した日から5年未満に転出し定住しないことが明らかであると市長が認める者は、本補助金の交付対象者とししない。

（補助金の対象経費）

第4条 補助金の額は、家賃月額から世帯に係る住宅手当等を控除した額に3分の2を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、3万円を上限とする。

（補助金の交付対象期間）

第5条 補助金の交付対象とする期間（以下「交付対象期間」という。）は、次条の交付申請書を提出した日の属する年度内における第3条各号の要件を満たした月から通算して24箇月を限度とする。ただし、第3条各号に掲げる要件を満たさなくなったときは、その事由が発生した前月までとする。

2 前項の算定において、月途中の入退去により日割で計算する家賃の支払がある場合における当該月については、交付対象期間から除くものとする。

3 第1項の算定において、雇用開始日が月の初日以外の場合はその日の属する月については、交付対象期間から除くものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、住民登録日、雇用開始日又は民間

賃貸住宅に係る賃貸借契約を締結した日のいずれか遅い日から起算して6箇月を経過する日までに、「来て だて」保育・福祉職家賃支援事業補助金交付申請書（様式第1号）（以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- （1）誓約書兼同意書（様式第2号）
- （2）在職及び住宅手当等証明書（様式第3号）
- （3）住宅を借り受けた事実を証する書類
- （4）住民票の写し
- （5）本市転入前市区町村の住民票除票の写し
- （6）同一世帯員の納税証明書等未納がないことを確認できる書類
- （7）その他市長が必要と認める書類

2 申請者による2年度目以降の交付申請（以下「継続申請」という。）は、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「住民登録日、雇用開始日又は民間賃貸住宅に係る賃貸借契約を締結した日のいずれか遅い日から起算して6箇月を経過する日」とあるのは、「継続申請を行う年度の4月1日から4月30日」と読み替えるものとする。

3 前項に規定する2年度目以降の申請においては、第1項第1号から第6号の書類の添付を省略することができる。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは速やかにその内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、「来て だて」保育・福祉職家賃支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により交付対象者に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第8条 市長は、補助金の交付を決定する場合には、市長が必要と認める事項についての確認、検査及び書類提出を求めたときは、これに応じることを条件として付するものとする。

（補助金の請求及び支払）

第9条 交付対象者として認定を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、「来て だて」保育・福祉職家賃支援事業補助金実績報告書兼交付請求書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- （1）家賃の領収書の写し又は家賃を支払ったことが分かる書類
- （2）在職及び住宅手当等証明書（様式第3号）
- （3）通帳の写し
- （4）その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定の取消し）

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第3条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。

(2) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後についても適用する。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、補助金の返還を求めるものとする。

(本事業の特例)

第12条 本事業には、規則第5条及び第15条に規定する書類の添付は要しないものとする。

(努力義務)

第13条 交付決定者は、次に掲げる事項を行うよう努めなければならない。

(1) 町内会、自治会等の住民組織へ加入すること。

(2) 地域で主催する行事等に参加し、地域との円滑な交流を図ること。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(伊達市「来て だて」家賃支援事業補助金交付要綱の廃止)

2 伊達市「来て だて」家賃支援事業補助金交付要綱（令和3年伊達市告示第23号）は、廃止する。

(経過措置)

3 令和5年度の申請に限り、第6条第1項中「6箇月を経過する日」とあるのは、「9箇月を経過する日」に読み替えるものとする。

(有効期限)

4 この要綱の有効期限は、令和8年3月31日までとする。ただし、補助効果の検証を行い、継続が必要と判断される場合は、これを延長することができる。